
第2回 飯南町議会定例会会議録（第4日）

令和5年3月22日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和5年3月22日 午前9時開議

- 日程第1 委員長報告
日程第2 討論・採決
日程第3 陳情審査報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
日程第2 討論・採決
日程第3 陳情審査報告
追加日程第1 同意第7号 教育長の任命について
追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員（9名）

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄 | 2番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3番 | 熊 谷 兼 樹 | 4番 | 内 藤 眞 一 |
| 5番 | 高 橋 英 次 | 6番 | 安 部 誠 也 |
| 7番 | 景 山 登 美 男 | 8番 | 安 部 丘 |
| | | 10番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員（9番 平石 玲児）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 三 島 光 暁

説明のため出席した者の職氏名

町 長 塚 原 隆 昭 副 町 長 奥 田 弘 樹
教 育 長 大 谷 哲 也 教 育 次 長 石 飛 幹 祐
総 務 課 長 那 須 忠 巳 防 災 危 機 管 理 室 長 長 島 淳 二

会計管理者	那須和博	基幹支所長	和田真一
まちづくり推進課長	藤原清伸	まちづくり推進課 総括監	門脇貴子
産業振興課長	植田勉	産業振興課総括監	藤原一也
保健福祉課長	小玉千恵	福祉事務所長	安部農
住民課長	永井あけみ	建設課長	森山篤
病院事務長	高橋克裕	代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

なし

午前 9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

9番、平石玲児議員から欠席届が提出されており、受理しております。

○議長（早樋 徹雄） はじめに、3月15日付で監査委員から「定期監査の結果報告」があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

みなさん、おはようございます。令和4年度の定期監査を実施いたし、議長宛てに報告書を提出いたしておりますので、朗読して定期監査報告にかえたいと思います。

飯監第25号。令和5年3月15日。飯南町議会議長 早樋徹雄様。

飯南町監査委員 那須照男

飯南町監査委員 安部 丘

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日時

令和5年2月20日～3月10日

3 監査の主眼及び実施方法

飯南町の準公金等の事務処理及び現金取扱に関する事務処理が、関係法令、飯南町財務規則、その他規定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

第2 監査対象の概要と監査結果

(1) 準公金の事務処理状況

ア. 監査の対象及び範囲

令和4年度の実務処理状況及び令和3年度の監査状況を主体に監査を実施した。

対象となる件数 30件

抽出件数 4件

- 飯南町エコロジー米生産推進協議会会計
- フラワーイベント実行委員会
- 飯南町公民館協議会
- 飯南町学校給食会

令和4年4月1日～令和4年12月28日間の収入支出伝票、通帳、その他関係書類、令和3年度会計の監査時に提出した関係書類

イ. 監査の結果

提出された関係書類を監査したところ事務処理については概ね適正であると認めた。しかし公民館協議会、学校給食会においては勤務する職員の給与計算等の業務があり、担当する職員は他の職員に比べ事務量が過大となっている等の問題がある。

(2) 窓口現金取扱の事務処理状況

ア. 監査の対象及び範囲

令和4年4月1日から令和4年12月28日間の窓口での現金取扱状況、現金保管状況、金融機関への預入状況等について監査を実施した。

対象となる窓口数 6カ所

抽出件数 4カ所（窓口での確認）

- 頓原基幹支所
- 来島支所
- 志々支所
- 飯南病院

令和4年4月1日～令和4年12月28日間の窓口での現金預かり額一覧表（飯南病院を除く）

各支所での窓口現金取扱実績表（飯南病院を除く）

住民課については令和4年6月の現金出納検査時に確認済みであり、今回の対象外とした。

イ. 監査の結果

上記の期間において窓口で收受した現金の額(住民課を含む)は、1千58万円余であるが、この中には飯南町が収納すべき現金以外の現金の収納が、頓原基幹支所、志々支所において見受けられた。

金融機関がないため、住民サービスの一環として受け取ったものと思われるが、今後は町が収納すべき現金以外は関係団体が直接取り扱うこととされたい。

頓原基幹支所、志々支所の現金取扱処理簿の運用について不備が見受けられたので、今後早急に改善されたい。

来島支所の鍵の管理に若干の問題点があり、今後検討を要する。

飯南病院については現金の保管状況等は問題がないことを確認した。

今回の監査においては大きな問題は見受けられなかったが、現金の収納事務については今後も慎重な対応を求める。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、定期監査の結果報告を終わります。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 7番。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

令和5年3月22日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第1号、件名、飯南町個人情報保護法施行条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第2号、飯南町個人情報保護審査会条例の制定について、原案可決。

議案第3号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第4号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第8号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第9号、飯南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第10号、飯南町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第11号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第22号、雲南広域連合規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第23号、診療収入に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第25号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第26号、令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第27号、令和4年度飯南町病院事業会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第30号、令和5年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第31号、令和5年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第32号、令和5年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第33号、令和5年度飯南町病院事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わります。直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 3番。

委員会審査報告を行います。

令和5年3月22日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順にそれぞれ報告します。

議案第5号、飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 6 号、飯南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 12 号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 13 号、公の施設（飯南町堆肥センター）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 14 号、公の施設（飯南町交流物産館）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 15 号、公の施設（赤名観光体験農園）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 16 号、公の施設（赤名観光ぼたん園）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 17 号、公の施設（道の駅「頓原」情報交流館）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 18 号、公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 19 号、公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 20 号、公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 21 号、公の施設（飯南町赤来農林産物直売所）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 28 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）、原案可決。

議案第 34 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計予算、原案可決。

議案第 35 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計予算、原案可決。以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、5 番、高橋英次議員。

○予算特別委員会委員長（高橋 英次） 議長。5 番。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○予算特別委員会委員長（高橋 英次） はい。

おはようございます。ただ今より委員会審査報告書を読み上げます。

令和 5 年 3 月 22 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、高橋英次。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 24 号、件名、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）、審査の

結果、原案可決。

議案第 29 号、令和 5 年度飯南町一般会計予算、原案可決。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論、採決を行います。

はじめに、同意第 6 号、監査委員の選任について、に対する討論を行います。ここで審議の都合上、那須照男代表監査委員の退席を求めます。

〔那須監査委員 退席〕

○議長（早樋 徹雄） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。ここで、那須照男代表監査委員の復席を認めます。

〔那須監査委員 復席〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、議案第 1 号、飯南町個人情報保護法施行条例の制定について、及び、議案第 2 号、飯南町個人情報保護審査会条例の制定について、に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 3 号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 7 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 5 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

私は、議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例案は、「国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもので、令和5年4月1日付で国民健康保険料の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行う」と説明されました。改正の中に、後期高齢者支援金賦課額にかかる賦課限度額を、現行の20万円から22万円に引き上げるという内容があります。

中間所得層の被保険者に配慮する目的で保険料の限度額を見直すとされています。

本定例会の説明資料でも、「中間所得層と高所得層の引き上げ幅の公平を図るため、これまでも段階的に賦課限度額を上げてきました。令和5年度においては、後期支援金分で引き上げを行い、持続的な国保運営を図っていきます」とされており。

このような制度改正はこの数年間行われてまいりました。しかし、被保険者の苦難を解決する糸口さえ見えてきていません。小手先の細工で公平性を保っているように見せかけているのが現状で、真に被保険者が安心して暮らすことのできる国民健康保険の内容になっていないことは明らかであります。保険料率を見直せば、財政的には解決できると思いますが、それを行うと、高所得層の保険料を大幅に引き上げなくてはならなくなる、それは避けたい。こういう厚労省の考え方が見えてまいります。

国保は構造的な欠陥を抱えていると指摘されていますが、それを抜本的に解消しないと、いつまでもこれまでのようなことを繰り返さなくてはならないわけであり。構造的な問題があれば、それを抜本的に解決する道を模索すべきであることを申し上げたいと思います。

いずれにしても、国民健康保険は他の健康保険と違い、収入の低い方々の集まりになっているのが現状で、そういう状況下で自助・共助の精神で乗り切ることが無理であります。自助・共助はもちろん必要と考えますが、公助をきちんと加え、バランスのとれた財源を確保しなければ乗り切れないと思います。以上の観点から、今回の改正に反対するものであります。

なお、現在、議題となっておりますが、この条例案が反映されております議案第30号、令和5年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算にも反対を表明するものであります。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

この改正は、4月以降の保険料の改正に伴い、被保険者の負担軽減を図るためにされるものが主なものであります。確かに、現状の諸物価の高騰する中で、それが決して十分なものと言えるものとはいえないかもしれませんが、少しでも負担軽減を図るという意味合いでなされている措置でありますので賛成すべきものと思います。

また、2番議員からは、制度の構造的な結果についてありましたけれども、この点については、町長はじめ国に要望活動されておることでありまして、今後も続けて努力をしていただきたいということは申し上げたいと思います。

したがいまして、この負担軽減策について賛成することがだいじだと私は思っておりまして、少しずつの努力の積み重ねによって被保険者の負担感をなくしていく、少なくしていくということがだいじだろうと考えております。以上、申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第12号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議決関係について討論を行います。議案第13号、公の施設（飯南町堆肥センター）の指定管理者の指定についてから、議案第23号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてまでの11件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号、令和4年度飯南町一般会計補正予算（第9号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）から、議案第28号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第5号）までの4件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 29 号、令和 5 年度飯南町一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、特別会計及び事業会計について行います。議案第 30 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算から、議案第 35 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計予算までの 6 件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、発委第 1 号、飯南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただ今から起立による採決を行います。

はじめに、同第 6 号、監査委員の選任についてを採決いたします。ここで審議の都合上、那須照男代表監査委員の退席を求めます。

〔那須監査委員 退席〕

同意第 6 号、監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、同意第 6 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。ここで、那須照男代表監査委員の復席を認めます。

〔那須監査委員 復席〕

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員に申し上げます。ただ今、全議員の起立により監査委員に同意されましたので通告をいたします。今後とも地方自治の発展にご尽力をいただきますようお願いをいたします。

ここでごあいさつをされます。それでは、那須照男代表監査委員から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

議長のお許しをいただきましたので一言あいさつを申し上げます。

先ほどは、監査委員の選任にあたり皆さま方のご同意をいただきましたこと、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと、私がこの飯南町の監査委員を拝命してから3期、はや12年が経過しようとしております。この間、厳しい財政状況、そしてコロナウイルス感染拡大等様々なことがありました。3期目におきましては、全国町村監査委員協議会の監事、そして会長という要職に就かせていただき、私の人生の中でも最大の喜びであり、大きな経験をさせていただきました。

また、先日は、全国町村議会議長会会長より感謝状をいただき、ただただ驚いておるところでございます。これらはすべて皆さま方の温かいご指導、ご支援の賜物であり、深く感謝を申し上げますとともに改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

全国の会長を経験させていただいたことを大きな区切りとして、飯南町の監査委員も新しい方にバトンタッチをすべきだと考え、いろいろな方に交代をお願いしてまいりましたが、私の願いは残念ながら届かず今日に至ったわけでございます。

この議場を見渡せば私が最年長でございます。そして今年は後期高齢者となり、日々体力、気力、知力が衰えていくなか、どのように監査業務を遂行していくか、非常に悩んでおるところでございますが、選任をいただいた以上は、飯南町のために少しでもお役にたてるよう安部監査委員のご協力をいただきながらがんばる決意でございます。

これまで以上に皆さま方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、簡単でございますがあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（早樋 徹雄）

次に、議案第1号、飯南町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、飯南町個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、飯南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、飯南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、飯南町健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、公の施設（飯南町堆肥センター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、公の施設（飯南町交流物産館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、公の施設（赤名観光体験農園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 15 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、公の施設（赤名観光ぼたん園）の指定管理者の指定についてを採決い

たします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、公の施設（道の駅「頓原」情報交流館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、公の施設（琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 18 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、公の施設（都市交流センター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 19 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、公の施設（憩いの郷衣掛）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、公の施設（飯南町赤来農林産物直売所）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、雲南広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 23 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 24 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 25 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、令和 4 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 26 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 27 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 28 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、令和 5 年度飯南町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 29 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 30 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 31 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 32 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 33 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 34 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第 35 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、発委第 1 号、飯南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

発委第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、発委第 1 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。10 時 15 分まで休憩をいたします。

午前 10 時 02 分休憩

午前 10 時 15 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 3 陳情審査報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、陳情審査報告を議題といたします。総務厚生常任委員会から陳情審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） 3 番。

陳情審査報告を行います。

令和 5 年 3 月 22 日、飯南町議会議長 早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長 景山登美男。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第 5 号。付託年月日、令和 4 年 12 月 6 日。件名、国に対し、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書」の提出を求める陳情。

審査の結果、不採択。

陳情第 1 号。令和 5 年 3 月 7 日。赤名複合拠点施設（仮称）の早期整備実現を求める陳情。採択。審査の意見、なし。措置は、町長へ送付でございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔議長〕と呼ぶ者あり

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

陳情第5号の審査について伺います。これ法律の改正を求める意見書の提出を求める陳情ですが、審査の体制について、法律家の助言などは受けられましたか。そこらへん、ちょっと教えてください。

○総務厚生常任委員会委員長（景山 登美男） はい。委員会審査においては、通常の委員会審査のみで、そうしたことは行っておりません。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより、討論に入ります。

はじめに、陳情第5号、国に対し、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書」の提出を求める陳情について、討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します

〔議長〕と呼ぶ者あり

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

私は、令和4年陳情第5号、国に対し、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書」の提出を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

2016年に成立した刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第9号第3項において、再審制度のあり方について検討を求められ、これを受け2017年に最高裁判所、法務省、警察庁、日本弁護士連合会で構成する刑事手続きに関する協議会を設け、以降今日まで議論を重ねておられる最中と承知しております。

本陳情は、そうした検討に対し、十分議論を深めるよう求めながらも一方で速やかな法改正への思いが色濃くにじみ出ています。

私は、既に検討を進めている法律の専門家による協議会において、これまでどおりあらゆる議論が尽くされ、全ての立場のものが得心する結論を得られるべきであると考えております。ことをせくような世論を喚起することは望ましくなく、この陳情に反対いたします。

最後に言うまでもありませんが、えん罪はあってはならないことであります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔議長〕と呼ぶ者あり

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

私は、陳情第 5 号、国に対し、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択すべきという立場で賛成討論を行います。

「再審」とは、最終的に確定した有罪判決に疑いが生じたときに裁判のやり直しをする制度のことであり、誤って有罪となってしまった人を救済するための最後の手段です。

「再審」は、確定した有罪判決に疑いがあるから、裁判のやり直しをしてほしいと裁判所に申し立てることから始まります。これを「再審請求」といいます。

現在の刑事訴訟法は、公判前に全証拠のリスト開示を検察に義務付けていますが、再審請求手続きにはこうした明確な手続きがなく、裁判所の裁量に委ねられています。つまり、再審を申し立てたあとの法律が殆どないため、全ての進行が裁判所に任されることになり、担当した裁判官によって対応が違っているとのことです。また、長い年月をかけて勝ち取った再審開始決定が、検察官の不服申し立てによって取り消され、救済が遅れている現状があります。

「裁判所ごとに『再審格差』があり、制度の不備が看過できない」。日本弁護士連合会は 2 月に公表した意見書で、再審法は「冤罪（えんざい）救済の最終手段であるにも関わらず、70 年以上改正から取り残されている」と指摘しています。

裁判で無実の人が有罪になる。決して許されないことですが冤罪は現実起きており、再審についての法律を改正しなければ、公平で公正な裁判はできないと考えられています。冤罪被害者の救済につながりにくい指摘されてきた再審法を改正する機運が高まっており、法改正を国に求める意見書が全国 100 以上の地方議会で可決されています。

ここで整理しておきますが、今回の陳情は法改正を求める内容ではなく、再審法改正に向けた審議の促進を求めるものです。今述べてきたように、現行の刑事訴訟法の再審規定には課題や問題点があるように思います。何十年も再審請求を続けているため被害者が高齢になり、「再審」の機会を得られないまま獄中で亡くなる方もいらっしゃいます。このような状況からして、再審法改正に向けて審議を促進する必要があると考えますので、この陳情に賛成いたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありませんか。反対討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員。

○5 番（高橋 英次） 5 番。

私は、この陳情に対して反対の立場で討論をいたします。

まず、この陳情は、弁護をする側からの一方的な内容が盛り込んであります。また、その中には検察による不服申し立て、これは上訴ではありますが、それを禁止するという条文も入

っております。犯罪が起き事件と実証されれば、そこに犯罪によって被害を受けた被害者の方がおられます。検察が上訴する、その心情を踏まえて上訴する。そこになんら公益に反するものはないと思います。

また、この審査にあたっては、是非問わなくてはなりません、刑事訴訟法のみならず、この問題は刑法全般、ひいては司法制度にもかかわる問題でございます。そこには深く広い見識が必要となります。

我々地方議会において、専門知識がない地方議会においては、そぐわない内容のものであると思います。

以上、今まで申し上げました意見を付しまして反対討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

私は、令和4年陳情第5号、国に対し、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書」の提出を求める陳情に、採択すべきという立場で討論を行います。

一つ申し上げたいのは、先ほどの質疑の中で、専門家の助言全く受けてないという話でございました。こういう重要な問題に、専門家の意見や助言を受けずに審査をするということ自体がちょっとおかしいと、私は思っております。

それで、先日、袴田巖さんの再審が決定しました。袴田事件で強盗放火殺人事件の犯人として死刑判決を受け、約48年間死刑囚として服役しながら無罪を訴え続けていらっしやいました。私も過去にこの袴田事件の運動に関わったことがありまして、この再審決定をととてもうれしく思っております。速やかにやり直し裁判が開始され、無罪が確定することを願っております。

戦後の死刑判決事件をみてみますと、再審が認められたのは袴田さんで5例目であります。他の4件はいずれも再審公判で無罪が確定しております。先ほどもありましたが、再審は、誤った判決により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度で、えん罪被害者を救済する最終手段とも言えます。

日本国憲法は、第13条で個人の尊厳を掲げております。この憲法下では、無実の人が処罰されることは絶対に許されません。そういう意味でえん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

再審については刑事訴訟法に規定されてはおりますけれども、条文は極めて少なく、わずか19条しかありません。

再審請求の審判における具体的審理の在り方は裁判所の裁量に委ねられており、証拠開示の基準や手続は明確にされておられません。そのため、いわゆる「再審格差」が生じております。

また、再審開始が決定されても検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害

者の速やかな救済が妨げられているのが現実であります。

このような現行の再審制度が抱える制度的・構造的な課題により、えん罪被害者の救済は遅々として進んでおりません。名張事件や大崎事件、それに今回の袴田事件などえん罪性の強い事件が長期にわたり救済されず、再審は「開かずの扉」とも言われております。

今回裁判所が認めた証拠の「ねつ造」や自白を強要する拷問などを通じて、有罪に結びつけられた被告人の人権を守るためにも再審制度をきちんと明文化し、証拠の開示や手続き、再審決定の判断なども明文化する必要があります。

司法の判断は「疑わしきは被告人の利益に」であります。このことを実現するためにも再審に関わる法律の不備は早期に是正する必要があります。

以上の理由から本陳情は採択されるべきものと考えております。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで討論を終わります。

次に、陳情第1号、赤名複合拠点施設（仮称）の早期整備実現を求める陳情について、討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 反対者ですか。賛成ですか。それではお待ちください。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） それでは、賛成者の発言を許します。5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

本陳情について、賛成の立場から討論を申し上げます。

私も以前一般質問において、この問題について取り上げて質問をいたしました。また、過日同僚議員もこの問題について、一般質問を行っております。

陳情文書を見れば、上赤名、赤名、下赤名の自治区長さん、すべて賛成して陳情をされております。赤名地区の住民の皆さんのいろいろな思いが詰まっており、これをもって住みよい飯南町の中で、赤名のまちづくりを形成していきたいという住民の皆さんの声を届けるべく、ここで賛成討論をさせていただきます。

どうか皆様も飯南町の中の赤名の立地条件を考えていただき、是非とも賛成に回っていただくよう、お願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで討論を終わります。

ただいまから陳情について採決いたします。

はじめに、陳情第5号、国に対し、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書」の提出を求める陳情を、採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択です。

陳情第5号、国に対し、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書」の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立少数です。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号、赤名複合拠点施設（仮称）の早期整備実現を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で11時といたします。なお、時間の変更がある場合は、またお伝えをいたしますので、あらかじめご了承くださいと思います。ただ今から議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前10時40分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、執行部から1件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。この際これを日程に追加して、ただちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加してただちに議題といたします。町長から追加提出議案の上程を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

追加提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。案件は、人事案件1件でありまして、今月末で任期が到来する教育長の任命につきまして、ご同意をいただきたく提案するものであります。

現職の大谷教育長は、私が町長に就任して2カ月後の令和3年4月1日に就任いただき、現在まで2年間、教育長としてその任についておられます。教育長の任期は3年でありませんが、前教育長が任期途中で退任されたので、その残任期間を務める形でこの3月末をもって任期が到来します。

令和5年4月1日からの教育長の任命につきましては、私としては、大谷哲也教育長に引き続き教育長の職を務めていただきたく、任命の同意を提案するものであります。

大谷教育長は、この2年間、私の公約であります人口減少対策の中で、「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」、「歴史・文化を感じるまちづくり」について、主旨をよく理解の上、本町の教育振興や教育現場を取り巻く各種の課題解決に積極的に取り組んでこられました。

学校教育では、保小中高一貫教育を推進する上で、キャリアパスポートを活かした「ふるさと教育」、コロナ禍においても授業や家庭学習で力を発揮した、タブレットを活用した「ICT教育」、本町の今後の教育のあり方を検討する「飯南町教育環境基本方針」などを、社会教育においては、2030年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けては、本町がソフトボール会場に決まったことから、協会の設立や公式審判員の養成にもいち早く取り組まれました。また、歴史・文化の再認識、有形無形の文化財を後世に引き継いでいく仕掛けや、多くの住民の方に芸術文化に触れてもらう機会の創出などにも尽力されるなど、本町の教育大綱の基本理念である「ふるさと飯南の学びを原点に一人一人が輝く人づくり」を目指して、魅力ある学び、教育環境づくりに取り組まれたと思います。

以上、これまでの実績について述べさせていただきましたが、教育長の任命につきまして、是非ともご同意をいただきますようお願い申し上げ、提案に先立っての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

追加日程第1 同意第7号 教育長の任命について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第1、同意第7号、教育長の任命についてを議題といたします。ここで、大谷哲也教育長の退席を求めます。

〔大谷教育長 退席〕

○議長（早樋 徹雄） 提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

同意第7号について説明します。

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、飯南町下来島212番地。氏名、大谷哲也。生年月日、昭和39年3月3日。

令和5年3月22日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。選任しようとする教育長の略歴ですが、ご覧のとおりでございます。ご確認いただければと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

ただ今から、同意第7号、教育長の任命についてを採決いたします。起立による採決を行います。

同意第7号、教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、同意第7号について、同意することに決定いたしました。ここで、大谷哲也教育長の復席を認めます。

〔大谷教育長 復席〕

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長に申し上げます。ただ今、全議員の起立により教育長に同意されましたので通告をいたします。引き続き教育行政の発展のためにご尽力をいただきたいと思います。

ここでごあいさつをされます。それでは、ただ今同意いたしました大谷哲也教育長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、私の人事案件に同意をいただきまして誠にありがとうございます。改めまして職責の重さに身が引き締まる思いでございます。引き続き議員の皆さま、そして教育委員の皆さま、ご指導いただきまして、そして塚原町長はじめ、行政部局の職員や学校現場の先生方と力をあわせ、本町の魅力ある教育行政の推進に全力で取り組む所存でございます。

さて、現在、教育環境基本方針検討委員会において、これからの飯南町にふさわしい教育のあり方について議論が進められております。保小中高一貫教育、ふるさと教育、ICT教育など飯南町ならではの強みを活かしながら、人口減少や少子化に対応できる将来に向けて最適な教育環境を作り上げていきたいと考えております。

また、2030年には国民スポーツ大会ソフトボール競技控えております。大会の成功に向けて、関係者と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、引き続き今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

追加日程第2 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び、議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。

町長から、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今月6日に開会した本定例会であります。議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただきました。ただ今は、追加の同意案件も含め、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

今定例会の人事案件におきまして、監査委員として再任の同意をいただきました、代表那須監査委員におかれましては、先ほどのご挨拶でも述べられましたが、任期中には、全国町村監査委員協議会の会長をお務めになったことから、今定例会中に全国町村議会議長会の会長表彰の伝達も行われたところであります。豊富な知識と長年の経験、3期12年お務めいただいておりますが、経験を活かされ、引き続きお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、同じく再任の同意をいただいた大谷教育長におかれましては、本町のまちづくりは、やはり人づくり・人材育成にかかっております。子どもたちへのふるさと教育や、全世代での学び、生涯学習が重要となります。

教育現場での課題解決に向けては、2年間の実績を踏まえ、感性を研ぎ澄まされ、お力を発揮・職務に精励いただきますよう、お願い申し上げます。

さて、新年度に向けての取り組みは、所信表明で述べたところですが、向かう令和5年度は、総合振興計画 後期基本計画期間中の後半の2年間に入る年度となります。現段階での進捗状況を検証しながら、目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

また、コロナ対策につきましては、マスクの着用の見直しや感染症法上の分類変更も行われますが、引き続き危機意識を持ちつつ、感染症対策に取り組み、町民の安心な生活の確保に努めてまいります。

令和3年7月に発生した災害につきましては、日常生活や農業を営む上での必要箇所の復旧はほぼ完了しており、改めて町内の建設業者のご協力に感謝を申し上げるところであります。ただし、令和3年度の繰越工事において、完了できなかった一部の工事につきましては、令和5年度に回る工事もありますが、早期復旧に努めてまいります。

現在、都会地では物価高に十分な適応できないまでも、大手企業等では積極的な賃上げも進んできております。一方本町のような中山間地域では最低賃金、これの2年連続での大幅な引き上げであったり、働き方改革の導入、止まることのない物価高騰によりまして、事業所での経営であったり町民の生活は厳しさを増すばかりであります。今後到来しますデジタル社会というものが、この中山間地域にあっても、便利で豊かな暮らしを手にすることができるのでないかと思っております。

町内の森林や源流からの水資源、そして永く引き継がれてきた農地など、これを維持管理するとともに、ここにある資源の有効活用、これをもっともっと考えていかなければならないと思っております。マンパワーが不足する部分を、こうしたデジタルなどの新技術で補う

ことによって、この地域でも住み続けることができるそうした町にして行ければと思っております。

最後になりますが、町政の推進に向けては、私を先頭に職員一丸となって、また組織力を結集して取り組む所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、今定例会の本会議、また、各委員会などでいただきましたご指導、ご意見を今後の行政運営に適切に活かし、可決いただきました新年度予算はじめ、各種事業については、早期執行に努め、住民福祉の向上に努めて参ります。

今後とも議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和5年第2回飯南町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時17分閉会
